

平成十四年七月三十日受領  
答弁第一四九号

内閣衆質一五四第一四九号

平成十四年七月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員加藤公一君提出厚生労働省職業安定局総務課総括係長の持参にかかる文書の名義に関する質問  
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員加藤公一君提出厚生労働省職業安定局総務課総括係長の持参にかかる文書の名義に関する  
質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の文書については、本年六月五日の衆議院厚生労働委員会における加藤公一衆議院議員の質問に  
対する厚生労働大臣の答弁を踏まえて、厚生労働省職員が持参し、説明することを予定していたことから、  
厚生労働省の責任で作成したものであることが明らかであると厚生労働省において判断し、文書の作成者  
名を記載しなかったものである。